

# 福岡縣に於ける失業救濟事業に就て

坂 本 一 平

## 一 失 業 狀 況

本縣の失業状況は別表統計表に示すが如く、都市に於ける各種工業の生産制限等に因り、集團的の解雇斷行せられたると、又郡部に於ては主として諸工業の不振より炭坑業者の已むなき送炭制限に起因し、失業者日に増加を來し、益々深刻の度を加ふるに至りたる爲め、之れが救濟は社會政策上喫緊の事項とし、各關係市事業と共に縣に於ても縣營失業救濟事業として、國道竜府縣道改良工事を企劃せり、乃ち左に失業者の梗概を記すれば

### (イ)送炭制限による失業

本縣礦山の所在地は約八十ヶ所にして炭田の主なる筑

豊、粕屋、三池地方に於ては、炭坑により特殊の經濟地帶を成し、其の年產額千五百萬噸内外にして、全國の石炭採掘量の六割強を占め、炭價の低落と貯炭の増加に基因し、全國當業者は協定の結果二割五分の送炭制限を附し、更に本年五月に至り五分の累加を敢行せる爲め、昭和元年末に於ける礦山労働者は十四萬人を算せられたるも、最近に至り約貳萬人を減するに至れり、之等は僅に一部の歸農者を除き、他は悉く失業者として社會に流布せる爲め、郡部に於ける失業者も亦其の數を増し、一萬人と註せらるゝの現況を呈せり。

### (ロ)北九州五連都市とその他の都市失業

本縣内北九州五連都市は我が國産業の咽喉部を成し製

鍛所を中心として製鋼、製糖、製粉、造船、製陶、製紙、硝子、曹達灰、セメント製造等の大小工場實に千二百餘に及び、從業職工約七萬八千人を使役せしが財界不況に因る事業不振の打撃を受け、企業者は産業の合理化を講じ、生産制限、操業短縮を計り數次に亘り職工の整理及傭役人夫鹹首の已むなきに至り八幡市を中心門司、小倉、若松、戸畠の各市に於ける失業者壹萬六千八百餘人之れが要救濟者數實に八千餘人に達せり、其の他の都市失業者約壹萬人を有するも要救濟者は二千百餘人に過ぎず要之北九州五連都市に於ける失業狀況の如何に深刻なるかを推測し得らるべし。

失業統計表(昭和四年十月以降)

種別	調査人口	福岡縣												
		同上中失業者推定數	失業者中要救濟者	昭年六年一月	昭年六年二月	昭年六年三月	昭年六年四月	昭年六年五月	昭年六年六月	昭年六年七月	昭年六年八月	昭年六年九月	昭年六年十月	
昭和四年十月	三五五、四九七	一五、三一九	四、四七二	三六六、一〇六	一六、五七五	四、七一二	三二六、九五一	三五、一二一	三四、三六四	一、四九一	三二五、二六四	三四、四六八	一一、六四一	六、二七三
十一月	三七二、九八〇	一七、七八〇	六、二八八	三二六、二五〇	三二五、二三六	三五、八九二	三二五、〇四五	三五、九七五	三五、九七五	一、三、八五七	一、八、九五八	一、八、九五八	一、七、七四三	六、一〇六
十二月	三七二、九九〇	一七、七五四	六、二八〇	三二七、三六六	三二七、三六六	三〇、五七九	三〇、五七九	九、六五三	九、七〇二	九、七〇二	九、四八三	一、一、四五五	一、一、四五五	一、九、九二二
昭和五年一月	三七三、〇七〇	一七、七五四	六、二五二	三二六、九六一	三三、六四三	一、一、六六二	一、一、六六二	一、一、六六二	一、一、六六二	一、一、六六二	一、九、九二二	一、九、九二二	一、九、九二二	六、一四〇
二月	三七三、〇七〇	一七、七五四	六、二五二	三二六、九五一	三五、一二一	一、一、六四一	六、〇二七							

# 備考 一 調査人口は有業者推定數と失業者推定數とを合

集  
大  
成  
卷

二  
有業者及失業者の範囲は大正十四年十月一日失業統計調査の例に依る

### 福岡縣下各市別失業狀況

## 二 工事計畫概要

本縣内には前述の如く多數の失業者あるのみならず、更に採炭制限等により、益々其の數を増加するの傾向にあるを以て、之れが対策として、比較的多額の労力費を要する土木事業を企劃するの適切なるを認め、即ち失業防止事業として、從來繼續施行し來りたる、國道並重要府縣道改築

### 事業豫算と財源

種別	豫算	財源
失業防止國道並に重要府縣道改築	一、六〇〇,〇〇〇	國庫補助金 三〇,〇〇〇
失業救濟國道並に府縣道改良	二、五〇〇,〇〇〇	地元寄附金 一三九、六三〇
計	四、一〇〇,〇〇〇	債券 一、四三〇,〇〇〇
		一般歲入 三七〇

備考 地元市町村負擔金は失業防止事業中既定財政計畫に依る國道改築工事に對しては徵收せず。重要府縣道工事地元寄附金は道路の重要性により事業費の一割乃至三割の負擔とせり。

其他の府縣道中從來の道路鋪裝工事に在りては地元負擔金約四割、此種改築工事に在りては四割以上五割なりしを事業の途行を容易ならしむる爲地元負擔金を總て二割五分に輕減することとせり。

失業救濟事業として工事の種類及選擇に就て

工事費百六十萬圓を支出するの外、新に追加豫算として昭和五、六の二ヶ年繼續事業として、事業費總額貳百五拾萬圓の國道及府縣道改良工事を企て、失業者分布の状勢により個所工種の選擇をなしたり、而して失業救濟事業は縣會議決後直ちに着工すること、し五年度百萬圓、六年度百五十萬圓とせり。

## (一) 失業防止事業 (昭和六年度)

種別	事業費總額	労力費豫算	労働者使用數	一日平均工日數	使用者人數	一日平均工日數	重要
國道改築工事	五三〇,〇〇〇圓	一六六,九七三圓	一〇四,八三六人	三六〇	二九一人	第二、第三號國道延長	
重要府縣道改築工事	一,〇七〇,〇〇〇	三三二,九二四	一一四,三一〇	三六〇	五九四個所數二一	二、一七三米	
計	一,六〇〇,〇〇〇	四八九,八九七	三一九,二四六	三六〇	八八五	延長三四、四四六	
本縣國道及重要府縣道に對しては一定の改築計畫を樹立し、國道は昭和二年より、府縣道は昭和三年度より各々十ヶ年繼續事業とし施行し來りたるものゝ内、地方開發上喫緊を要し既に改築區間との連絡圓滑となり、其の効果大なるもの、又は橋梁等の著しく腐朽し、緊急改築の必要あるもの等、失業救濟の爲に資するに最も有効適切なるもの	をして失業防止事業と、殊更に名稱を附したるは、本縣從來施行し來りたる繼續事業にして、若し本事業を中止すれば、該事業に相應する失業者が出來ることになるを以て失業者防止の意味を以て本繼續事業に特に此の名稱を附したものなり。」						
(二) 失業救濟事業							
所屬年度	工事種別	事業費豫算	労力費豫算	勞働者使用 用延人員	一日平均工日數	使用者人員	備考
昭和五年度	國道、府縣道面改良工事	一,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一〇八,九三八人	二〇〇日	八〇八人	國道第二號線、門司、小倉、八幡、福岡、久留米各市及納屋郡箱崎町地内鋪裝米延長三〇、一四八米
昭和六年度	府縣道路面改良工事	一,五〇〇,〇〇〇	四七七,零五三	二六八,零七九人	二〇〇日	一〇六	福岡市外八市十八郡府縣道路線數五十五線
計		一,五〇〇,〇〇〇	八七七,零五三	三三七,零五三			

本縣市街地に於ける國道並府縣道現在路面は、一部鋪装區間を除き他は概ね砂利道にして、近時普及せる自動車の交通に堪へず、路面の改良及排水の整備は刻下緊急の事業に屬するを以て、前記救濟事業中約貳百萬圓を路面改良事業に振當て、他を炭坑地方其の他各方面に於ける府縣道中

幅員の擴張屈曲の更正、又は坂路の開鑿等により、其の利とし、而して昭和六年度分は政府に於て助成せらるゝ失業救濟府縣道改良事業に充當することゝせり。

### 三 國營國道改良事業

昭和二年度以降十ヶ年計畫を以て、工費約八百萬圓を投

用價値の極めて増大するものを撰み改修工事を施行するこ

路線名 改良區間

工事延長

工事費

勞力費

同使用延人員

國道第二號線

遠賀郡岡垣村  
宗像郡東郷村

九、三三一

三八三、一三一

一三三、九八九

一〇〇、九〇〇

同郡二日市町

一〇、三九二

五六八、八六九

一二六、四九〇

九五、五五一

計

一九、六二三

九五二、〇〇〇

二六〇、四七九

一九六、四五一

じ、國道未改修區間の改良工事を施行中なりし爲め、右既定計畫工事の一部にして最も改築の緊急を要する箇所前掲二ヶ所を撰み之れが實施中なり、而して本工事に於ける現場主任は兩所とも縣技師を嘱託として採用せらるゝ等によ

昭和六年度失業救濟國縣市事業都市別對照表

郡別	失業救濟事業費總額	失業防止事業費總額	國營國道改築失業救濟事業費總額	市町村營失業救濟事業費總額	計
市部	九六二、〇一三	二五六、二七七	四	二、四一九、三九三	三、六三七、六八三
					四

郡	部	五三七、九八七	一、三四三、七二三	一、〇〇〇、〇〇〇	二、八八一、七一〇
計		一、五〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、四一九、三九三 六、五一九、三九三

#### 事業費總額に對する市部の割合

市	部	〇・六五	〇・一六	一〇〇	〇・五六
郡	部	〇・三五	〇・八四	〇・四四	

昭和五年九月に於て失業者數一九、八二一名内市部壹萬五千七百五十四人、郡部四千六拾七人。

#### 四 事業遂行に就て

##### (イ) 工事施行配置

工事は總て既設の十二ヶ所土木管區事務所及二ヶ所の國道改築事務所に於て施行せしめたり、從て失業救濟事業と臨時部、災害工事其の他の土木事業費とを、人件費節約の意味に於て彼は融通實施せしめたり、参考の爲め昭和六年度豫算及職員配置表を掲ぐることゝせり。

事業實施に方り、失業救濟事業の本質により可及的に

直營施行の方法を採用せしめ現場の實情監督關係等により請負を以て施行したり、其の割合は今日迄施行せしめたるものに付て、總工費一、三二〇、九四七圓の内用地費、家屋移轉費、一七三、八三一圓を控除せる純工事費、二、一三七、一一六圓、此の内直營施行高一、六九〇、〇二三圓、請負に附せしもの四四七、〇九三圓である。然るに純直營三一個所、直營にして一部請負二三ヶ所、純請負九ヶ所である。

昭和六年度土木費調

事務所名	種別	失業救濟事業		失業防止		國道重要府 縣道(縦越)	災害(縦越)	其 他
		五年度継越	六 年 度	事 業	事 業			
福 久	行 前	一 天、七百四	一 天、八百三	一九、零三	九、零三	一三五、九三	九四、六〇四	九四、六〇四
柳 直	折 小	一〇八、六〇四	九、六六	八、六六	一九、零三	一九、零三	一九、零三	一九、零三
米 河	伊 飯 今	六、〇一四	一〇八、八九	一九、零三	九、零三	一三五、九三	一三五、九三	一三五、九三
岡 原	橋 方	五、〇三八	五、〇三八	五、〇三一	五、〇三一	一三五、九三	一三五、九三	一三五、九三
木 島 尾	橋 原	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九
川 國 宿	田 塚	一六、〇五九	一六、〇五九	一六、〇五九	一六、〇五九	一六、〇五九	一六、〇五九	一六、〇五九

計  
部

介

110

一、四〇五、三〇三

一、三〇四、六〇四

一、三〇四、六〇四

一、三〇四、六〇四

一、三〇四、六〇四

一、三〇四、六〇四

事務所名	種別	失業救濟事業	失業防止	國道重要府 縣道(縦越)	災害(縦越)	其 他
福 久	行 前	一 天、七百四	一 天、八百三	一九、零三	九、零三	一三五、九三
柳 直	折 小	一〇八、六〇四	九、六六	八、六六	一九、零三	一九、零三
米 河	伊 飯 今	六、〇一四	一〇八、八九	一九、零三	九、零三	一三五、九三
岡 原	橋 方	五、〇三八	五、〇三八	五、〇三一	五、〇三一	一三五、九三
木 島 尾	橋 原	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九	一〇九、一〇九
川 國 宿	田 塚	一六、〇五九	一六、〇五九	一六、〇五九	一六、〇五九	一六、〇五九

110

一、三〇四、六〇四

一、三〇四、六〇四

一、三〇四、六〇四

一、三〇四、六〇四

一、三〇四、六〇四

一、三〇四、六〇四

雜費計一、五〇〇,〇〇〇元九、六三三至一五

--

備考 本表には縣職員を含まず。

土木課縣費職員配置表(△印は事業費支辨)

昭和六年十二月一日現在

小倉

伊田

飯塚

今宿碎石

二號國道

三號國道

矢部川改修

計

$\triangle 1$																							
$\triangle 4$																							
$\triangle 6$																							
$\triangle 5$																							
$\triangle 1$																							
$\triangle 2$																							
$\triangle 3$																							
$\triangle 4$																							
$\triangle 5$																							
$\triangle 6$																							
$\triangle 7$																							

(ロ) 勞働者供給方法

既設の九市職業(労働)紹介所の外必要に應じ、各町村に臨時労働紹介所を設置し、特定のものを除き總て紹介所の紹介に依る労働手帳所有者を使役せり(本年十月末日に於ける失業登録者數市部一萬三千二百五十人

郡部一萬千四百八十九人、合計貳萬四千七百三十九人

ヲ算ス)

(ハ) 賃金支拂方法

本縣は從前より各事務所を廢し、總て事業豫算は事務所長に支拂委任をなせる爲、直營に依る賃金日拂に際し極めて好都合なり。即ち縣出納吏たる書記に於て金貳千圓迄の資金前渡により、毎日工事現場に至り現場主任の支拂證明の奥書したる賃金受取證に捺印せしめ労働手帳と共に點検の上賃金の交付をなせり。

## (ニ) 勞 働 者 使 用 實 績

年度別及種別

豫 算

昭和六年十月末現在實蹟

	勞 力 費	使 用 延 人 員	勞 力 費	使 用 延 人 員
五年度失業救濟事業	三六〇、三六七	一八〇、九〇二	三〇二、〇四四	二一八、九二一
六年度失業救濟事業	四五七、五三五	二八八、六二七	九九、一〇四	八九、〇〇九
六年度失業防止事業	四八九、八九七	三一九、二四六	六四、四四三	四七、七二六
合 計	一、三〇七、七九九	七八八、七七五	四六五、五九一	三五五、六五六

昭和五年度に屬する事業は主として、冬期失業救濟事業の目的に添ふ爲め容易に事業に着手出來得る路面鋪裝を選定したのであるが、認可手續其他準備の爲年度末迄二ヶ月間に僅に二十萬圓の仕事しか出來ず、殘額八十萬圓は六年度に繰越され目下六年度の失業救濟並に防止の事業と共に完成の域に達して居る。即ち本年十月現在にて豫算に對し労力費は三五、六%使用延人員は四五%の行程を示して目下着々進行中にて年度内に所定の事業完成の豫定である。

## 五 事業施行に當り所感の主なるもの

(イ)職業(労働)紹介所との連絡

本縣は從來直營を以て各種の事業を施行し來りたる關係上殊に事業遂行上不便を感じることなきも失業救濟の目的に添ふ爲め多數の不熟練労働者を使役するが如き能率の低下は一面止むを得ざる次第なるが一定の豫算を以て所定の事業遂行には其の實行方法に就き充分紹介所との連絡を密にし受役者をして依頼心と怠惰を助長する事なき様特に注意を要し又監督者に於ても作業の指導に當り所期の目的を達する爲懇切丁寧なるべきは勿論相當の努力を拂ふことが最も必要である。假令ば工事現場等に於て失業救濟の字句は可成之を避け表札の如き何々國道改良工事々務所と記載するが如

き又賃金支拂等に當り勉めて受役者の感情を緩和する

を掲示し居れり。

爲「何君」「何さん」と呼稱する等は本事業の達成に付

尤も効果を齎すものありしを信ぜり。

#### (ロ) 工程拂採用

本縣は從來直營工事に於て未だ小間割制を探らざりし  
も各所救濟事業の起興に伴ひ漸次訓練せられ勞働手帳  
所有者にして殆んど普通勞働者と比肩し得らる者あり  
之等に對しては能率増進の一手段として個所と工事の  
種類によりては功程拂を採用することゝせり。

#### (ハ) 作業能率

事業成績に徴し數字的に見積れば不熟練に依る一割更  
に交替並に循環の爲に一割合計二割程度の低下と見て  
大差なきも大體作業能率により夫々一日の賃金を決定  
せる爲使用延人員は増加するも勞力費に於ては豫算範  
圍にて所期の通り事業完成の豫定である。

#### (ホ) 勞働條件

本工事に使役する勞働者使役條項を左の通り規定し之

#### 一 勞働時間

自三月一日至十月卅一日迄一日拾時間但純勞働時間八  
時四十分間休憩時間一時二十分間。

#### 二 自十二月一日至二月末日迄一日九時二十分間但純勞働 時間八時間休憩時間一時二十分間。

二 土木管區事務所長は前條により始業終業並に休憩時  
間を定め之を工事場に告示す可し炎暑中にありては晝  
食時の休憩を二時迄延長することを得。

#### 三 勞働賃金は左記方法に依り之を定む。

(一) 一日一人の賃金は各自其の技能及勤務の状況に依  
るべし。

(二) 遅参又は早退者は純勞働時間に依り其の歩數を減  
ず降雨又は工事の都合に依り中途止業の場合又同じ  
(三) 工事上止むを得ざる場合に限り所定時間外の勤務  
せしめたるときは純勞働時間に依り歩増をなす但し  
夜間は五割以上を増加することを得。

(四) 水中作業又は雨天の際勤務せしめたる時は水中作業の難易降雨の程度時間等に依り一日三割以内の歩増をなすことを得。

(五) 作業上必要なる器具は職工にありては各自之を持參せしめ人夫にありては各組別に始業の際之を貸附し終業の際返納せしむ。

(六) 工事を請負に附する場合の措置

事業企興の本旨に鑑み都市に於ける工事の如きは勞働者に屢々就役の機會を與ふる爲めには可成同時に多數の丁場を建つるを必要とし又道路並に交通の状況に依り鋪装工法を分別するの必要により特種の設備と技工を要し若くは工法に就き特許権を有するものを採用するを適當と認めたると郡部に於ける工事は各所に點在し而も相離れること遠く各工事の施行期交錯する以て此等を直營施行せむには機械器具に多額の費用を要し施行方法極めて不経済なるを免れざることとなるに因り一部を左記條件により請負に付する事としたり。

### 職工人夫使役條件

請負人は左記條件に従ひ工事に従事する職工人夫を指定の職業紹介所の紹介に依るものを探用使役すべし、但し第二條第一項の場合ば此の限りに非ず。

### 第一章 總 則

第一條 本工事は失業救濟を目的とするものなるを以て機械力を用ふること尠く可成人力により施行すべし。

第二條 請負人は左記の割合を以て職工人夫を使役すべし  
直傭職工 使用總人員の二割以内

指定失業職工人夫

使用總人員の二割以内

一般失業人夫

使用總人員の六割以上

第三條 失業職工人夫の使用總人員（設計に依る使用員數の八割）人以上たるべし。

第四條 失業職工人夫使用數にして前條の數に達せざることは其の不足人數壹名に付（一日一人平均賃金の倍額）の割合を以て請負金より控除するものとす。

### 第二章 職工人夫使役手續

第五條 請負人は失業職工人夫の毎日の所要人數を前日午後二時迄に係員の承認を経て指定職業紹介所に申出べし

第六條 請負人失業職工人夫の使役方法は福岡縣直營工事施行手續を準據するものとす。

第七條 失業職工人夫の賃銀は壹日金（男標準人夫賃金の八割又同五割以上）を支給すべし實勞働時間（指定時間）を超過するか又は特種の工事に從事したる場合は適宜賃金を増額支給すべし。

第八條 職工人夫の平均賃金は一日金（設計勞力費總額を労働者總人員にて除したもの）以上を支給すべし。

第九條 請負人は工事現場に於て係員立會の上定刻就業前失業職工人夫を整理し労働手帖及紹介票を點検すべし。

第十條 請負人は失業職工人夫に對し作業終了後毎日必ず現金を以て其の賃銀を支拂べし。

第十一條 請負人は作業の翌日使用職工人夫の使役月日氏名其の賃金並に失業職工人夫に就ては登錄番號を記入したる報告書を係員に提出すべし。

第十二條 本工事施行の爲傷痍を受けたる職工人夫に對しては請負人に於て治療費其他一切の費用を負擔すべし

## 六 失業救濟と道路の鋪裝に就て

最後に昭和五、六年度に於て失業救濟事業として主に施行したる路面鋪裝工事に就て述べんとす。本縣内國道並に府縣道中路面の鋪裝は別表に示す如く僅かに延長壹萬七千餘米に過ぎざりしが本事業により著しく促進し國道第二號線門司市(本縣起點)より八幡市の郡界迄延長約貳萬五千餘米を始め北九州五市及び福岡、久留米、直方市内は勿論之が隣接町村及び飯塚町に於ける主要道路は大體鋪裝の普及を見るに至り同時に施行せる軌道敷の石張工事と併せ面目全く一新するに至れり。而して今回施行したる鋪裝は總て簡易鋪装を採用し砂利道を其の儘利用したる關係上施工極めて容易にして一平米僅かに壹圓五拾錢乃至貳圓拾錢に過ぎず且つ數ヶ所に分轄し施行したる爲め一日に多數の労働者を使役することを得。本縣の失業状況に照し其の効果充

局にして誠に時宜に適したる事業なりしを信じ茲に本事業の實施に當り甚大なる御指導と御援助を賜りたる内務省當

國道並に府縣道鋪設調査（施行中のも

局に對し深く感謝する次第なり。

合	延長 米	面積 平米	昭和五年度 業救済による鋪装失	
			昭和六年度 業救済其の他の鋪装失	昭和五年度 至昭和五年既鋪裝
一、耕作地	二、耕作地	三、耕作地	四、耕作地	五、耕作地
水田	水田	水田	水田	水田
旱田	旱田	旱田	旱田	旱田
园地	园地	园地	园地	园地
林地	林地	林地	林地	林地
草地	草地	草地	草地	草地
其他	其他	其他	其他	其他
总计	总计	总计	总计	总计